

社会福祉法人華桜会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人華桜会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には月額 90 万円を上限とし、非常勤役員に対しては理事会への出席等、職務執行のつど定額を支払うことができる。（職員兼任役員は除く）

(報酬額等の決定)

第3条 本法人の常勤役員の報酬月額を別表「常勤役員・非常勤役員等報酬額」のとおりとする。

2. 非常勤役員・評議員の報酬については別表「常勤役員・非常勤役員等報酬額」のとおりとする。

(報酬の支払日)

第4条 報酬は月額にて支給し、毎月15日に支払うものとする。

（支給日が土日、祝祭日にあたる場合は前営業日に支払うものとする。）

非常勤役員に対しては定時理事会等への出席のつど定額を支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

(実費弁償)

第6条 役員等が理事会・評議員会に出席した際は、交通費として下記の定額を支給するものとする。

新潟市内 3,000円

新潟県内 5,000円

新潟県外 20,000円

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

付 則

この規程は令和6年4月1日より施行する。

別表

常勤役員、非常勤役員等報酬額

1. 常勤役員報酬

1号 月額 6万円	7号 月額35万円	13号 月額65万円
2号 月額10万円	8号 月額40万円	14号 月額70万円
3号 月額15万円	9号 月額45万円	15号 月額75万円
4号 月額20万円	10号 月額50万円	16号 月額80万円
5号 月額25万円	11号 月額55万円	17号 月額85万円
6号 月額30万円	12号 月額60万円	18号 月額90万円

2. 非常勤役員報酬

理事会への出席等、必要のつど、一人一律10,000円

3. 評議員報酬

評議員会への出席等、必要のつど一人一律10,000円